



荒 貴賀 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)



令和3年2月、公共施設の  
使用料・手数料の見直しに  
関する基本方針案が示された。幕  
別町民はこれまで減免され無料と  
なっていた使用料が有料となる。

町の公共施設は、文化・スポー  
ツ、趣味等多様で自主的な住民の  
交流の場として大きく貢献してい  
て、住民には大切で身近な施設で  
あり、住民活動こそ応援するべき  
である。町の姿勢を伺う。

- (1) いま減免規定を見直す理由
- (2) 使用料引き上げの影響
- (3) 施設利用に伴う別途加算の範囲
- (4) 老朽化が進む公共施設。住民が  
安全に使用できるよう手立てを

町長

(1) 地方公共団体が提供する公共サ  
ービスは、住民から徴収した税金  
で賄われているが、公共施設の使  
用など利益を受ける方が特定され  
るものを全て税金で賄うことは、  
公平が保たれないこととなる。

これまでも公共施設の使用にお  
ける受益者負担の見直しについて

**問** 住民コミュニティの減少が予想されるた  
め、利用料の見直しを  
**答** 行政改革の一環、利用者には理解を求め  
たい

検討してきたが、最終的な見直し  
には至っていないかった。

平成28年に策定した「第4次行  
政改革大綱」において、引き続き  
「使用料・負担金等受益者負担の  
見直し」および「公共施設使用料  
減免の見直し」を推進項目に掲げ  
ていることから、令和3年1月に  
「幕別町使用料等審議会」を設置  
し、使用料等の見直しの中で減免  
の在り方、範囲等も含め諮問をし、  
この度、令和3年12月に受益者負  
担を原則とする答申をいただいた。  
(2) ほとんどの公共施設は、営利目  
的等の使用を除き使用料を免除  
する取り扱いをしていた。

今回策定する基本方針では、個  
人使用は高校生以下を除き、団体  
使用は町行政の推進のために使用  
する場合などを除き、免除の対象  
外となる。

しかし、これまで使用料の設定  
がなかった施設を除き、ほとんどの  
施設では現行より低額となる見  
込みで、見直しによる影響は使用  
料の引上げによるのではなく、減

免基準の見直しによるものである。  
(3) 別途加算は、営利目的や入場料  
等を徴収して使用する場合に付帯  
設備、備品などの物品使用に別途  
徴収する使用料および冷暖房加算  
がある。

営利目的・入場料徴収等加算お  
よび物品使用料は、今回策定の基  
本方針では概ね設定の変更はな  
く、加算の対象、区分、金額等に  
ついて一定の整理を行っている。

冷暖房加算は、期間中も使用し  
ない場合があるほか、使用料を算  
定するための原価に算入済である  
ことから、別途加算は行わないも  
のとした。

(4) 「幕別町公共施設等総合管理計  
画」および「個別施設計画」に基  
づく公共施設の管理に関する対応  
方針を基に、適正な管理に努め、  
施設の統廃合や改築、改修等の必  
要が生じた際は、総合計画3か年  
実施計画に計上し、計画的に実施  
していく。

再質問

(1) 使用料の見直しが説明された  
際、パブリックコメントが行われ  
た。延べ件数71件と多くの方から  
意見があったが、住民意見は反映  
されたのか。

(2) そもそも無料であった施設が、  
今回の見直しで使用料が発生して  
いるが、その根拠は。

(3) 別途加算で町から高額な使用料  
が説明されたと聞く、なぜそのよ  
うなことになったのか。

答

(1) 見直し料金のほとんどが値下  
りになる状況であり、使用料等審  
議会には体育連盟や文化加盟団体  
の代表者も加わって答申をいただ  
いていることから理解いただいて  
いるととらえている。

(2) 無料であった施設も維持管理費  
がかかっている、使用料をいただ  
かなければ不公平になるというこ  
とで、27施設については新たな設  
定させていただいた。

(3) 別途加算とは団体等の物品預か  
り場所の使用料のことであるが、  
行政財産の使用として負担しても  
らうが本来である。使用料を全額  
いただくのか、活動支援面におい  
て減免するかについては、全体の  
バランス、実態を確認し、今後、  
詰めていきたいと考えている。